



## 国民健康保険税の減免手続方法

次の方は、国民健康保険税の減免を受けることができます。該当すると思われる方は、市民窓口グループで、手続きをしてください。

### 減免の対象となる方

- ①生活保護法の規定による扶助を受けることになった方
- ②世帯主など(世帯主と被保険者)の前年の所得金額の合算額が300万円以下で、本年の所得金額がその2分の1以下になると見込まれ、一定の要件に該当する方

③世帯主などの前年の所得金額の合算額が300万円以下で、ケガや病気など、6か月以上の療養を要すると医師の診断を受けた方

④世帯主などの前年の所得金額の合算額が300万円以下で、障害者など、市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻の前年の合計所得金額が15万円以下の方

⑤世帯主などの前年の所得金額が300万円以下で、生計の中心となっていた被保険者が死亡した方

⑥災害により被害を受けた場合で、一定の要件に該当する方

### 問合せ先

市役所市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線216・261)

## 8月31日は国民健康保険税第3期の納期限

国民健康保険税(国保税)は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。国保税の納期内納付にご協力をお願いします。

国保税を納めるには口座振替が便利です。納期ごとに金融

機関に向いて国保税を納める必要がなく、口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

口座振替の申込用紙は、市内の金融機関、郵便局または市役所の市民窓口グループなどにあります。今回第3期の納税通知書に申込用紙を同封しましたので、ご利用ください。

持ち物 通帳と通帳に使用している印鑑

### 問合せ先

市役所市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線216・261)

### 〈見本〉



※9月からの国民健康保険被保険者証

## 木造住宅耐震改修補助制度のご案内

### 対象となる住宅

高浜市の行っている木造住宅無料耐震診断を受けた結果、「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」と診断された住宅

### 対象となる工事

基礎、柱、はり、筋かいの補強、軽量化のための屋根の葺き替えなどの改修工事

### 補助金額

①改修補強計画費用は、計画費に3分の2を乗じて得た額(最高10万円まで)

②耐震改修費用は、工事に2分の1を乗じて得た額(最高75万円まで)

補助を受けようとする場合、補助対象工事着手前に問い合わせてください。

### 問合せ先

市役所生活安全グループ  
☎52-11111 (内線322・332)

